

災害と人権

災害のときこそ「人権の尊重」を

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波の発生により、多くのいのちを奪い、壊滅的な被害をもたらすなどの未曾有の大震災となりました。また、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、いまだに多くの住民が避難生活を余儀なくされ、復興にはほど遠い状況にあります。

近年では、2016（平成28）年に熊本地震、2017（平成29）年に九州北部豪雨、2018（平成30）年には、西日本豪雨と大阪北部地震が発生し、死傷者、建物などの倒壊、インフラなどの被害が起こっています。泉佐野市においても2018（平成30）年9月4日、非常に強い台風21号により、これまで市民が経験したことがないような被害を受けています。

これまでの災害の中で、避難行動時、避難所運営、復旧や復興過程で高齢者、障害のある人、女性、子どもなどへの配慮不足、福島第一原子力発電所事故では放射能汚染等の風評被害など、災害時におけるさまざまな人権問題が顕在化しています。

災害時においても、わたしたちの人権が十分に尊重されるとともに、相手の人権を尊重しなければなりません。



泉佐野市

災害時における人権

災害時、被災したすべての人に人権問題が起きる危険性があります。特に高齢者（一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯）、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「避難行動要支援者」といった立場の人に起きやすいと言われています。

東日本大震災では、犠牲者の60%を高齢者が占めています。また、障害者の中うち2%超が犠牲者となっており、住民全体に占める犠牲者1%弱に対して、障害者は2倍に上っています。

熊本地震では、犠牲者のうち、震災関連死が直接死の4倍で、70歳以上の高齢者が80%を占めています。災害時に、「避難行動要支援者」の支援が、地域防災上大きな課題となっています。

(1) 「避難行動要支援者」の人権

安全な場所への避難や避難所での生活において

① 高齢者に対する人権

- ・災害発生時に瞬時の判断、行動がとれないため支援が必要な人がいる
- ・さまざまな災害情報を入手することが困難な人がいる

② 障害者に対する人権

- ・障害の状況により支援が必要な人がいる
- ・内部障害者は、他の人に理解されなかったり、自ら申し出にくかったりで困ってしまう
- ・ストレスを抱え、パニックを起してしまう人がいる

③ 妊産婦・乳幼児に対する人権

- ・妊娠婦への配慮不足
- ・授乳や育児スペースが確保されない
- ・乳幼児の夜泣き

④ 外国人（旅行者）などに対する人権

- ・日本語が不慣れな場合は情報が伝わらないため混乱する
- ・文化や習慣などの違いから配慮不足になる

(2) 避難所での人権

① 女性に対する人権

- ・ジェンダー意識による性別役割分担による避難所運営
- ・暴力や性的ないやがらせ

② 子どもに対する人権

- ・慣れない避難所生活によるストレス
- ・ストレスによる大人からの暴力被害
- ・学校が避難所となるため、授業の遅れやのびのびとした学校生活ができない

③ さまざまな人権課題

- 多くの人が同じ場所で避難生活をするため、プライバシーの確保が難しい
- 健康、衛生面での問題（睡眠不足・トイレなど）
- 避難者のニーズの違い
- 子育て家庭などのさまざまな立場の避難者への配慮
- LGBT（性的少数者）の人への配慮

（3）避難所外の人の人権

前述のようなさまざま問題により、被災した自宅や自動車などで避難生活を余儀なくされる人がいます。（「熊本地震に伴う人権問題」参照）

（4）風評被害やいじめ

被災した人、被災地外へ避難した人が偏見の目で見られる、避けられるなどの差別を受けています。特に、福島第一原子力発電所の放射能漏れによる福島県の人に対する偏見やいじめなど、さらに農産物や魚介類などに対する風評被害がいまだに起こっています。

（5）人権尊重の意識を持ちましょう

避難所での生活では、被災者の多くが傷つき、今後の生活再建の道が見えないなどのさまざまな困難を抱え、たくさんのストレスを感じるため、まわりを見る余裕がないかもしれません。そのような状態の中で怒鳴りちらす、暴力を振るうなどの問題が起こる可能性があります。日頃より他人を思いやり、人権尊重の意識を持ちましょう。

避難所づくりや運営では

- さまざまな立場の避難者への配慮
 - 男女共同参画の視点
 - 男女を交えた多様な避難者での話し合い
 - 十分なコミュニケーションを取って物事を決める
- などのことが重要となります。



避難行動要支援者とは

災害発生時、安全な場所への避難や避難場所での生活においてまわりの人の支援を必要とする人たちを「避難行動要支援者」といいます。高齢者（一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯）、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人など。

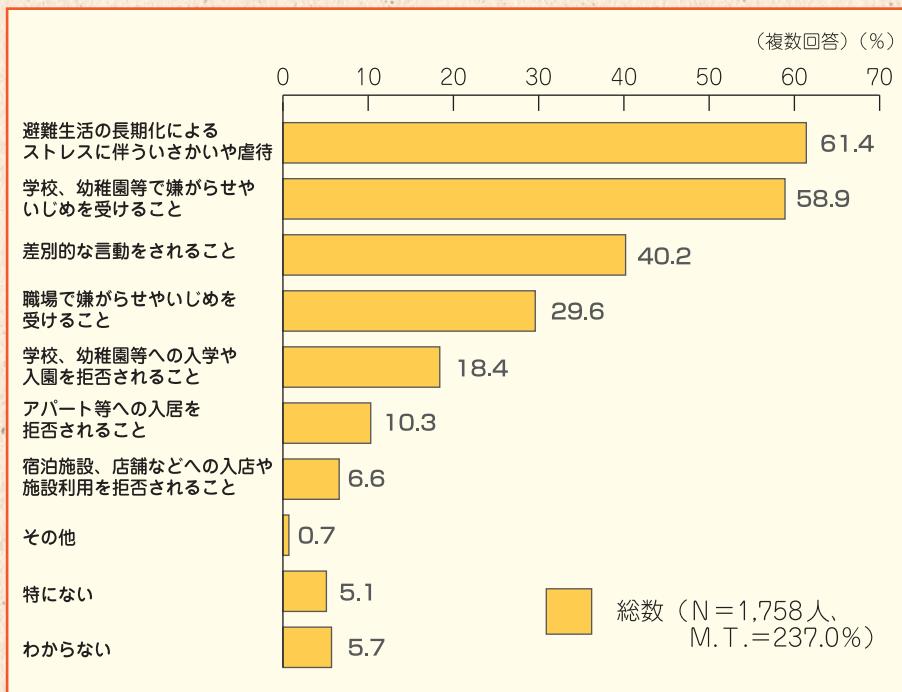
震災関連死とは

地震・津波・建物の倒壊や火災などによる直接死ではなく、避難生活での体調悪化や過労などの間接的な原因で死亡することを「震災関連死」といいます。

東日本大震災に伴う人権問題（世論調査より）

平成29年10月に内閣府により実施された「人権擁護に関する世論調査」において、次の質問があり、その結果を公表しています。

問21 あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が生じていると思いますか。
この中からいくつでもあげてください。（複数回答可）



結果から、長期にわたる避難生活によるストレスに伴ういさかいや虐待が一番多く、次に福島第一原子力発電所事故での放射能漏れなどによる風評や偏見で、被災した子どもが被災地外の避難先の学校等で嫌がらせやいじめを受けることの認識が多くなっています。

これらの人権問題は実際に多数発生しており、被災者に対する理解と思いやりの気持ちを持つことが必要となっています。

熊本地震に伴う人権問題

熊本地震は、2度の震度7の地震と度重なる余震で多数の死傷者を出し、多くの建物（新耐震基準のものも含む）が全壊・半壊となり、一部の自治体庁舎や公共施設においても使用できない状況になるなどの被害が起こりました。

また、この地震で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などに対する配慮や支援の必要性が改めて認識されました。

（1）避難所運営での問題

- ① 運営マニュアルの未作成
- ② 自主運営に対する意識が希薄
- ③ トイレや食事面など生活環境の不備
- ④ 福祉避難所の不足
- ⑤ プライバシーの確保

（2）避難所以外での避難

- ① 駐車場や公園等における車中泊やテント泊などの屋外での避難
- ② 被害を受けた自宅などにとどまる（在宅避難）

（理由）

- 度重なる余震に対する恐怖
- 多くの被災者が避難所生活をするためプライバシーの確保が不十分
- トイレの問題（汚い、におい、手洗用水など衛生面）
- 周囲の人に迷惑をかける（乳幼児の夜泣き、ペットなど）
- 施設の被災、スタッフ不足などによる福祉避難所の絶対数の不足により高齢者や障害者などの被災者が避難できない。スタッフも対応できない。

（弊害）

屋外での避難生活

- 情報や支援物資などが行き届かない
- トイレの不足
- エコノミー症候群による被災者の疾病や死亡（車中泊）
- ストレスの増大、精神疾患

避難所においても情報や支援の不足や遅延が生じるケース、長期にわたる避難生活によるストレスも見られ、避難所以外で避難している人は特に深刻であった。

在宅避難

- 情報や支援物資などが行き届かない
- 避難者の把握

「共助（きょうじょ）」の意識を高めよう

防災対策や災害対応では、「自助（じじょ）」、「共助（きょうじょ）」、「公助（こうじょ）」という考え方があり、この三つが連携することが重要です。

（1）「自助（じじょ）」

「自分の命は自分で守ること」が、防災の基本と言われます。日頃から防災意識の維持や向上を図り、自分の家族や財産を守るために備えと行動が必要です。

- ① 通信・情報手段の確保
- ② 緊急避難用品や非常食などの準備
- ③ 家具などの転倒防止
- ④ 住宅の耐震化など
- ⑤ 避難経路の確認

また、「救助する人」になること、家族や隣人などを助けにいくことができるところが自助の取り組みです。

（2）「共助（きょうじょ）」

「家族だけでなく、隣近所、地域コミュニティ（町会・自治会など）単位での助け合いの体制を構築すること、災害発生時には助け合うこと」です。災害で救出された人の多くは、隣近所の人に助け出されています。

また、避難行動、避難所の円滑な運営にとっても大事なことです。

- ① 自分の家族、隣人、避難行動要支援者などを救助、避難所への誘導
- ② 町会や地域防災組織などとの協力による円滑な避難所の運営
- ③ 避難所などの避難行動要支援者などへの支援

災害が収まり、避難者の生活再建が果たされるまで共助は重要になります。

共助は、周囲の人との助け合いやお互いの思いやりの気持ち、地域での普段からのコミュニケーションが大きな力を発揮します。

（3）「公助（こうじょ）」

「行政による救助、支援のこと」で、国や地方自治体などの行政機関が、防災対策を講じることと、災害発生後の対応に分けられる。

① 防災対策

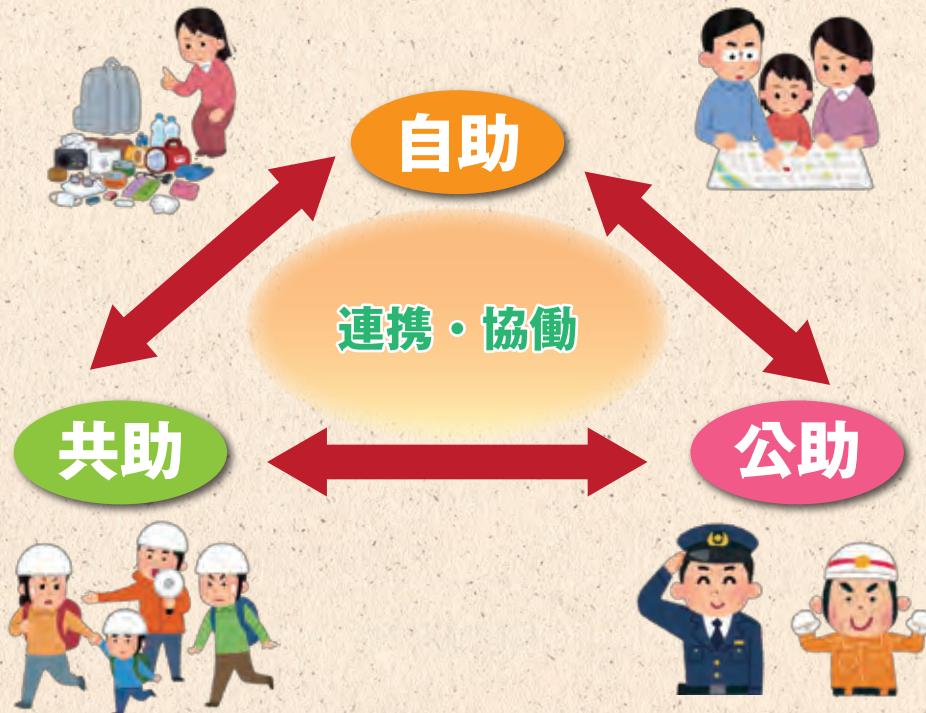
防災や減災のために、避難所（福祉避難所）などの指定、建物の耐震化対策、災害情報の周知徹底、防災訓練の取り組み、備蓄品の整備・管理など

② 災害発生後の対応

救助活動（消防署、警察署、自衛隊など）、避難所の開設、救援物資の配給、仮設住宅の建設、公共インフラの復旧、生活再建対策など

(4) 「自助、共助、公助」の連携

災害による被害を最小限に抑えるためには、この3つが連携、協働することが重要です。公助は災害発生直後すぐに機能しないことは、これまでの災害で明らかです。自分では対応できない状況になった時に頼れるのが、共助であり、公助の支援が円滑に被災地、被災者に届けるには、共助との連携が欠かせません。



(5) 「共助」と「人権」の意識を高めよう

「共助」は、日々の暮らしの中でも大切なことであり、「共助」の意識を高めるには、人に対する思いやりの気持ちを持つことが重要です。

人権意識を高めることが、「共助」の意識を高めることにつながり、さまざまな人権問題の解決にも大変大事なことです。

災害はいつ起こるかわかりません。突然、私たちに降りかかる怖れがあります。

まずは、自分で、家族で、地域で、普段から、災害時における「自助」「共助」「公助」について考える。また、自分の身の安全、自分のいのちを守る、「自助」のために積極的に防災対策をはかり、いざ災害が発生した時に、人権の視点にたった「共助」が担えるように、人権意識を高めましょう。

最新の防災情報で、災害に備えましょう

市のホームページに、防災情報を掲載していますのでご覧いただき、常に最新情報を把握し、災害に備えてください。

自治振興課 防災情報

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyodou/jichi/menu/bou/index.html>

一人で悩まず、相談しましょう

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

受付時間：月曜日～金曜日 9：30～16：30

人権推進課 ☎ 072-463-1212

南部市民交流センター ☎ 072-466-6464

北部市民交流センター ☎ 072-464-5726

まちの活性課（就労支援のみ） ☎ 072-469-3131

公益社団法人泉佐野市人権協会 ☎ 072-458-7444

● いすみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎/Fax 072-469-7125

（相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。）

女性のための電話相談

☎ 072-469-7402

第1～第4水曜日 10：00～12：00、13：00～15：00

● 全国共通人権相談ダイヤル

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

（最寄りの法務局につながります。）

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

☎ 072-463-1212 FAX 072-464-9314

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。